

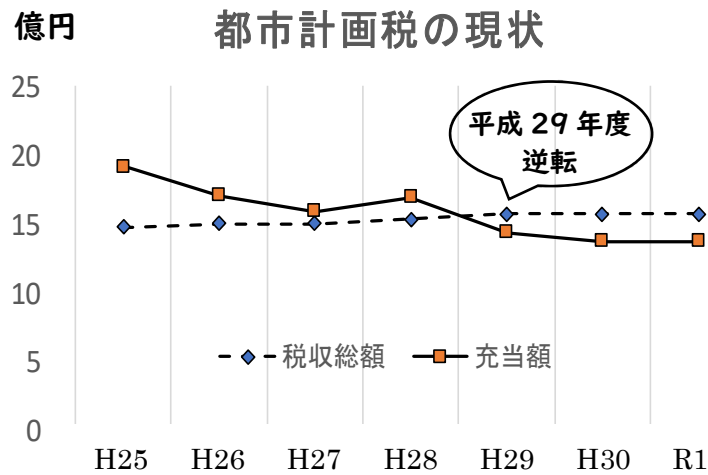


市民派・チームみらい
杉山もとのり

都市計画税のあり方について

市街化区域の土地と建物に課税されていますが、都市計画税収とその使い道など税のあり方について一般質問をしました。

※Youtube は各務原市議会検索、ホームページは杉山もとのりで検索



←左のグラフをご覧ください。

都市計画税の税収総額(点線)は毎年約15億円ですが、都市計画税が充当できる充当額(実線)は平成25年度には約20億円ありましたが、徐々に少なくなっています。

そして平成29年度に逆転をして、その差額1億3千600万円が余ることになり、基金に積みました。平成30年度、令和元年度は見込み額ですが、3年連続で余剰金が出る見込みです。

- では、都市計画税について国はどのような考え方を示しているのでしょうか。
- ① 予算や決算で資料を明示することにより、議会や住民に対して使途を周知するべき。
 - ② やむを得ず余剰金が生じた場合には、基金を創設することが適当であること。
 - ③ 余剰金が数年にわたって生じるような場合は、税率の見直し等の適切な措置をするべき。

杉山の一般質問

都市計画税が3年連続で余ることはほぼ間違いなく、それ以降も余剰が続く可能性は高いと考えます。

税率引き下げを検討しては！

市の答弁

今後は、北清掃センター、日野岩地大野線、学校施設整備など多くの都市計画事業が控えていますので、現時点では税率の検討を行う段階ではないと考えます。

杉山の考え

市は答弁で「各事業の時期や事業費、財源内訳は流動的なものになりますので、将来の都市計画税の充当対象経費を具体的に公表することは考えていません」と発言しました。しかし国が示しているように「使途を周知するべき」という説明責任を果たしていないと考えます。

「どの事業に」、「いつ」、「いくら必要」かは2~3年先までは予測しているはずですが。それを示さず、「最高限度の都市計画税を課税します」では納得できません。9月議会でも議論します。



市民派・チームみらい
古川あけみ

① 公共施設の利用について！

公共施設を利用するにあたり、市民の皆様から様々な声をいただいております。使う人の側にたち分かりやすい情報を提供し、市民が使いやすく市民活動を応援する公共施設となるよう、利用について質問しました。



多治見市は6か月前から予約できるのに、なぜ各務原市は2か月前からなの。2か月前の予約じゃ、告知が遅れてイベントがやりにくいよね。



日々の活動はブログを見てね！「なないろ通信」古川あけみ←検索

ポイント① 公民館条例の見直しについて

条例には「いかなる名義を問わず料金又はこれに類するものを徴収するときは使用を許可しない」とかなり厳しい表記！しかし実際は

- ・市民主催の講座 かかった経費分を参加費で徴収OK! 講師料はNG! (但し、営利目的以外)
- ・市主催の講座 かかった経費分を参加費で徴収OK! 講師料もOK!

市主催の講座は講師料を含め参加費徴収できるのはなぜ？

非営利活動は講師料を含め参加費徴収を許可できるよう条例を見直してはどうか？

<市の答弁> ライフデザインセンターの講座は公民館の本来の業務なので貸館ルールの制限を受けません。条例改正は考えていません。

<古川の考え> 「いかなる名義を問わず徴収不可」条文は現状にあっていないので変えるべきです。

ポイント② 共通の指針 市民の使いやすさ

非営利の判断基準、その解釈を全ての会場で統一することはできないか。

<市の答弁> 使用方法は多岐に渡るので指針を作るとかえって混乱招く。

<古川の考え> 図書館の多目的ホールは、実費経費を徴収することはできません。映画の上映会など活動を諦めることもあります。市民協働を掲げているのに、消極的な市の姿勢は残念です。

② 主権者意識の向上について質問！

「法律や規則は変わるもの」なぜその決まりがあるのか、その決まりは本当に必要なのか。そこを自ら考え、世の中の決まりは自分たちで作り、その上で守っていく。これを体験することが主権者教育。子どもたちは、校則は「誰か偉い人が決めて、それを守るもの」と思っています。学校のルールを決める際に、児童・生徒自ら意見を出して意思決定を行う機会を設けてはどうか。

<教育長の答弁> 学校のルールは学校や学級をよくするために、話し合いの場を設け、児童生徒一人一人が考えを出し合うこと大切に問題解決を図っています。

<古川の意見> 子どもたちに「意見言えるよ!」と教育長の言葉を伝えてあげたいと思います。